

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
担当：高橋・前田
電話：03-3581-9095（直通）

e-コンシューマー・ミーティングの開催について

平成 13 年 9 月 17 日

内閣府国民生活局

1. 設置目的

近年の情報通信技術の発展、インターネット等の通信手段の急速な普及とともに、消費者取引の新たな形態として、電子的な媒体を介して行われる、いわゆる電子商取引が急速に拡大し、今後も更なる拡大が予想されている。それに伴い、わが国においても電子商取引を通じて購入した商品が偽物だった等、消費者トラブルが近年増加し、国民生活センター、消費生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられているインターネット関連トラブルだけでも 2000 年度は 1 万 5 千件を超えた。昨年度末の e-Japan 重点計画の策定によって国家施策として電子商取引の促進が取り上げられ、今後も電子商取引の拡大が続くと予想される中で、トラブルの拡大も続くと考えられる。

一方、ボランティアとして消費者から苦情相談を受け付けて相談・助言に応じている団体や生活者の視点からオンラインショッピングの在り方を考える団体が増え、より良いインターネット社会の構築に向けた活動が広がっている。こうした中、インターネット社会の実態を迅速に把握し、より良いインターネット社会構築を促進していくためにこうした活動を広げていくには、情報を共有するとともに相互連携を図っていくことが必要になってくる。そこで、その試験的枠組みとして、e-コンシューマー・ミーティングを開催する。

2. 概要

① スケジュール：隔月 1 回程度、開催。

当面の予定：第 1 回 9 月 19 日（水）

第 2 回 10 月 29 日（月）

② 会議の形態：消費者団体、ボランティア団体等の民間団体をメンバーとした連絡会議。メンバーよりトラブル事例を持ち寄り、最近のトラブルの傾向を把握するとともに、場合によってはテーマを絞ってのフリーディスカッションを行う等、自由な意見交換の場とする。テーマとしては例えば、匿名性、ネットオークション、国境を越えたトラブル、未成年者取引、スパムメール等が考えられる。

③ 会議の活用： ホームページに当会議で意見交換された成果を掲載するとともに、国民生活審議会等における検討の際にも活用する。

e-コンシューマー・ミーティング メンバー

インターネット消費者被害対策弁護団（事務局長 ひろなか えり 弘中絵里）

WEB110（代表 よしかわせいじ 吉川誠司）

シロガネ・サイバーポール（代表 たじままさひろ 田島正広）

全国消費者団体連絡会（事務局長 ひわきのぶこ 日和佐信子）

TRUSTe 認証機構（特定非営利活動法人日本技術者連盟 事務局長 いどたいさお 井戸田 勲）

特定非営利活動法人日本ガーディアンエンジェルス（理事長 おだけいじ 小田啓二）

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会（委員 きとうまさき 紀藤正樹）

生活者の視点から EC を考える女性メーリングリスト「LIFE」（代表 あいはらりさ 粟飯原理咲）

アドバイザー

亜細亜大学法学部教授

まちむらやすたか
町村泰貴

オブザーバー

経済産業省

公正取引委員会事務総局

警察庁

国民生活センター相談部